

マイナンバー制度に係るFAQ

【事業者向け】

質問内容	回答	回答者
民間事業者は、いつまでに、何を準備しなければいけないのか、マニュアルやスケジュールをわかりやすく提示して欲しい。	マイナンバー制度及び民間事業者の対応に関する情報は、関係省庁のホームページにおいて重点的に情報提供を行っていますので、ぜひご参照いただきたいと思います。具体的には、 ①内閣官房のホームページにおいて、 ・事業者・人事給与担当者が対応すべき内容について説明した動画 ・チェックリストをはじめとするポイントを絞った資料 ・よくある質問集(FAQ) を、一般国民や民間事業者など対象を分けて掲載しております。 ②特定個人情報保護委員会のホームページでは、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を分かりやすく解説した資料などを掲載しております。 ③国税庁や厚生労働省のホームページでは、税や社会保障に係る申請書・届出書等のうち、マイナンバー制度の導入により変更となった様式などを掲載しております。	内閣官房社会保障改革担当室
マイナンバー制度に向けて、社員研修やシステム改修等、国から人的なサポートはしてもらえないのか。	例年の税制改正や社会保障関係の制度改正と同様、システム改修に対する経済的支援は困難です。人的なサポートについては、平成27年1月より、本格的に民間事業者向け説明会への講師派遣を行っていますので、ご相談ください。	内閣官房社会保障改革担当室
	各地方公共団体に対して、民間事業者へ、マイナンバー制度への対応に係る説明会を積極的に開催するよう依頼(平成27年6月8日付け総行住第56号)しているとともに、各地方公共団体において民間事業者向けの説明会を開催するに当たって講師の派遣等が必要な場合には、適宜相談するよう通知している。	総務省
従業員からマイナンバーの提示を拒否された場合、源泉徴収票や雇用保険受給資格者証等の書類は受け付けてもらえるのか。また、従業員や、会社側に罰則はあるのか。	源泉徴収票や支払調書の作成などに際し、従業員等から個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。 それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。 経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。 なお、源泉徴収票や支払調書に記載すべき対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。 また、源泉徴収票や支払調書を税務署等に提出する際に、個人番号を記載しなかった場合や誤りがあった場合の罰則規定は、税法上設けられておりませんが、個人番号の記載は、法律(所得税法等)で定められた義務ですので、正確に記載した上で提出をしてください。	国税庁
	社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください。 【国税庁】 https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/jyoho.htm 【厚労省】 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html	厚生労働省

従業員のマイナンバーを間違えて記入してしまった場合、会社側に罰則はあるのか。	単にマイナンバーを間違えて記入した場合の罰則の適用はありません。他方、個人番号の記載は、法律で定められた義務ですので、正確に記載した上で提出をしてください。 罰則については、内閣官房社会保障改革担当室ホームページに掲載されている「よくある質問（FAQ）」の(5)個人情報の保護に関する質問のQ5－10をご参照ください。	内閣官房社会保障改革担当室
「基本方針」や「取扱規定」等については、作成していない場合、罰則はあるのか。罰則を科すのであれば、雛形を示すべき。	基本方針や取扱規程等を策定していないことをもって直ちに罰則が適用されるものではありません（なお、基本方針の策定は義務とはしていません。）。しかし、取扱規程等を策定せず、安全管理措置が不十分であると特定個人情報保護委員会が認定し、勧告の上、改善するように命令を発した場合にこれに従わない場合には、罰則が適用される可能性があります。 なお、個人番号を取り扱う事業者は多種多様であることから、国として取扱規程等の雛形を準備する予定はありませんが、個人番号の漏えい、滅失又は毀損を防ぐという観点で、個人番号の取扱い方を定めればよく、また、文書として定める方法、ワークフロー図又はチェックリストとして定める方法、個人番号を取り扱う情報システムにおいて表示する方法等、事業者の特性に応じて様々な形式で定めることが可能です。いずれにせよ、事務取扱担当者が利用しやすく、メンテナンスしやすい方法で策定することが重要と考えられます。	特定個人情報保護委員会
サイバー攻撃に対するセキュリティ対策経費は国が負担してくれるのか。	民間企業のセキュリティ対策費用を国が負担する考えはありません。	内閣官房社会保障改革担当室
マイナンバーの管理や、セキュリティ対策等、民間事業者にとっては負担が大きくなるだけで、メリットがないのではないか。	マイナンバー制度はより公平公正な社会保障制度や税制を実現するための基盤であるとともに、情報社会のインフラとして、行政機関のみならず民間事業者も含めた社会全体の効率化、国民の利便性向上に資するものです。なお、特に中小企業のご負担を少しでも軽減できるよう、特定個人情報保護委員会の事業者向けガイドラインの中で中小規模事業者に配慮した措置を設けるなどしています。	内閣官房社会保障改革担当室
マイナンバーの保管が負担なので、従業員のマイナンバーを預かりたくないが、その場合罰則はあるのか？	社会保障や税に関連する各制度においては、法令上、行政機関に提出する各種届出書に従業員のマイナンバーの記載することを求めており、罰則が適用されるか否かに関わらず、事業者の皆さまには適切にご対応いただく必要があります。	内閣官房社会保障改革担当室
書類の紛失やサイバー攻撃等により、従業員のマイナンバーが漏洩した場合、悪意がなかったとしても事業者は処罰されるのか。また、従業員が会社に保管してあるマイナンバーを持ち出した場合、会社はどこまで責任を問われるのか？	例示のケースでは罰則の適用はないものと考えております。また、特定個人情報の漏えいが、会社として適切な安全管理措置を講じていないことによるものであった場合には、特定個人情報保護委員会による、指導・助言、勧告・命令の対象となりえます。 罰則については、内閣官房社会保障改革担当室ホームページに掲載されている「よくある質問（FAQ）」の(5)個人情報の保護に関する質問のQ5－10をご参照ください。	内閣官房社会保障改革担当室
退職した社員のマイナンバーは、いつまで保管管理しなければならないのか。	個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。	特定個人情報保護委員会
マイナンバーの取扱いや管理方法に疑義が生じた場合はどこに問い合わせればよいのか。最寄りの相談窓口が知りたい。	一般の方や民間事業者の方がマイナンバーについての一般的なご質問についてお問い合わせいただけるコールセンターを平成26年10月1日より設置しております（電話番号：0570－20－0178）。	内閣官房社会保障改革担当室